

共同募金に関する取扱要領

本要領は、毎年度全国的に実施される日赤社資（寄付金）及び、共同募金について、当自治会が実施する募金活動に関する取扱いについて定めたものである。

1. 目的

日本赤十字社の諸事業、県及び市内の社会福祉施設や社会福祉事業並びに、市内の要援護家庭の援助事業に、支援と協力をすることを目的とする。

2. 募金の種類

(1) 日赤社資（寄付金）

国内の災害援助事業や国際援護活動（災害救護医療援護・紛争や自然災害被災者の救援等）、また看護婦の養成、血液事業、地域福祉活動の推進など赤十字の諸事業に活用する。

尚、本日赤社資募金管理者は、日本赤十字社神奈川県支部藤沢市地区長（藤沢市長）であるが、湘南大庭市民センター（地域担当）が、募金受付事務を代行する。

(2) 共同募金（赤い羽根）

藤沢市内をはじめ神奈川県下全域の民間社会福祉施設や福祉団体の社会福祉事業の展開のため、有効に活用する。

(3) 共同募金（年末たすけあい）

藤沢市社会福祉協議会を通じ、藤沢市内の要援護家庭（経済的に生活困難な家庭）に、12月中に慰問金として配分する。

尚、(2) 項及び (3) 項の共同募金管理者は、神奈川県共同募金会藤沢市支会長であるが、湘南大庭市民センター（地域担当）が、募金受付事務を代行する。

3. 募金依頼状の受領

各募金の依頼状は、湘南大庭地区社会福祉協議会長より当自治会長宛に送付される。又、各募金の目標額、寄進期限及び、寄進場所が指定されている。

4. 募金の納付

各募金（日赤関係）は、自治会予算から各目標額と予算額を勘案して適切な額を寄進する。

ただし、全会員に回覧で周知を行い、辞退者には一人分を返金することとする。

5. 担当部門及び業務内容

各募金関係の担当部門は福祉部とする。又、その業務内容は次の通りとする。

(1) 役員会で決定した募金額を確認

(2) 回覧で、全会員に寄付に賛同しない方には、返金をする旨を知らせる。

(3) 確認した募金額を会計から受領（募金辞退者には、返金を行う）

- (4) 自治会長名の募金寄進文書の作成
- (5) 湘南大庭市民センター（地域担当）から寄進依頼する

6. 付 則

- (1) 本要領は、従来共同募金に関する規程がないため、慣例に従い福祉部の申し送り事項として実施してきたが、管理体制の整備強化を図るため規程化したものである。
- (2) 本要領は、自治会役員会で審議決定し、平成8年1月13日発効とする。
- (3) 本要領の改訂は、役員会で決定する。又、その改訂履歴は、本要領末尾に注記するものとする。

注1. 平成10年4月5日総会決定、改訂部分については平成11年4月1日より発効する。

注2. 2024年1月27日 4. 募金の納付および、5. 担当部門及び業務内容を改訂